

様式第2号（第8条関係）

会 議 録

- 1 会議の名称 令和2年 第1回川根本町教育委員会
- 2 会議日時 令和2年2月28日（金） 午後3時00分 から
午後4時00分 まで
- 3 開催場所 川根本町役場総合支所 2階 教育長室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員 教育委員 鳥居 進、太田たみ子、森下洋一
教育長 大橋慶士
 - (2) 執行機関 （事務局）教育総務課長 森下育昭
社会教育課長 平松敏浩
教育総務課課長補佐兼教育総務室長兼管理主事 宮島明利
教育総務課指導主事 和田美代史
 - (3) その他 なし
- 5 議 題
 - 議案第1号 令和元年度末教職員人事異動内申について
 - 議案第2号 川根本町立学校の今後の方向性について
 - 議案第3号 川根本町立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針について
 - 議案第4号 川根本町立小中学校の複式学級の指導に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定について
 - 議案第5号 川根本町立小中学校の複式学級の指導に係る町費負担教員の任用等に関する規則の廃止について
 - 議案第6号 川根本町立小中学校の複式学級の指導に係る町費負担教員の特殊勤務手当に関する規則の制定について
 - 議案第7号 川根本町立小学校の専科担当教員に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定について
 - 議案第8号 川根本町立小学校の専科担当教員に係る町費負担教員の任用等に関する規則の廃止について
 - 議案第9号 川根本町立中学校の免許外担任の解消に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定について
 - 議案第10号 川根本町立中学校の免許外担任の解消に係る町費負担教員の任用等に関する規則の廃止について
 - 議案第11号 令和元年度教育費補正予算（案）について
 - 議案第12号 令和2年度教育費歳入歳出予算（案）について

議案第 13 号 令和元年度川根本町教育委員会表彰受賞者の決定について

6 会議資料の名称 議案第 1 号～議案第 13 号

7 発言の内容

教育長 ただ今の出席者は 4 名で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項の規定による教育長及び在任委員の過半数を満たしており、定足数に達しています。よって、令和 2 年第 1 回川根本町教育委員会は成立しましたので、開会します。

これより会議を開きます。議事日程はお手元に配付のとおりです。

会議の公開及び会議録の公表について発言します。

お諮りします。議案第 1 号「令和元年度末教職員人事異動内申」については、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定により非公開としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第 1 号に関する件については出席者の 3 分の 2 以上の同意を得ましたので、非公開といたします。

なお、同議案は会議録につきましても非公開とすることでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議事に入ります。

最初に、議案第 1 号「令和元年度末教職員人事異動内申について」を議題とします。朗読を省略し、事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 1 号 令和元年度末教職員人事異動内申について、提案理由をご説明いたします。

県費負担教職員の人事異動につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 38 条の規定により、市町村教育委員会の内申をもって都道府県教育委員会が任免を行うことになっております。

それでは、令和元年度末教職員人事異動内申について、お手元に配付した各学校の人事異動内申案に基づき説明いたします。

(内容については非公開)

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案についての意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第1号「令和元年度末教職員人事異動内申」については、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第2号「川根本町立学校の今後の方向性について」を議題とします。朗読を省略し、事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第2号 川根本町立学校の今後の方向性について、その提案理由を説明いたします。

本案は、平成30年7月に、「川根本町立学校設置適正化及び教育のあり方検討協議会」を立ち上げ、5回の協議会及び8回の研究会において調査、研究、協議を行ってきました。また、保護者や地域住民等を対象に、6日間、延べ14回の意見交換会の開催、町内の子育て支援施設において、2日間、2回の施設利用者を対象とした意見交換会を開催し、色々なご意見をいただいたため、その意見等を踏まえ、別添「川根本町立学校の今後の方向性について」(協議会報告書(案))のとおりまとめましたので、内容をご確認いただき、この内容にて「川根本町総合教育会議」に上程してよろしいか意見を求めるものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案についての意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第2号「川根本町立学校の今後の方向性について」は、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第3号「川根本町立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針について」を議題とします。朗読を省略し、事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第3号 川根本町立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針について、その提案理由を説明いたします。

本案は、平成31年1月25日付けで文部科学省初等中等教育局長か

ら、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの策定について」通知が発出されたため、「静岡県立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針」に準じて、「川根本町立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を策定しましたので、内容をご確認いただき、この内容でよろしいか意見を求めるものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案についての意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第3号「川根本町立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針について」は、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第4号「川根本町立小中学校の複式学級の指導に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定について」を議題とします。朗読を省略し、事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第4号 川根本町立小中学校の複式学級の指導に係る町費 負担教員の任用等に関する条例の制定について、その提案理由を説明いたします。

本案は、川根本町立の学校において、複式学級編制における指導及び地方公務員法第22条の3の規定により臨時的に任用される常勤の教員の任用等に関し、これまでは、規則により運用しておりましたが、会計年度任用職員制度の施行に伴い、規則から条例に切り替えて運用したいため、任用等に必要の条例の制定をお願いするものです。なお、この条例の施行日は、令和2年4月1日からとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案についての意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第4号「川根本町立小中学校の複式学級の指導に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定について」は、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第5号「川根本町立小中学校の複式学級の指導に係る町費負担教員の任用等に関する規則の廃止について」を議題とします。朗読を省略し、事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第5号 川根本町立小中学校の複式学級の指導に係る町費負担教員の任用等に関する規則の廃止について、その提案理由を説明いたします。

本案は、川根本町立小中学校の複式学級の指導に係る町費負担教員の任用等に関する条例の施行に伴い、これまでの規則を廃止するものです。なお、この規則の施行日は、令和2年4月1日からとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案についての意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第5号「川根本町立小中学校の複式額級の指導に係る町費負担教員の任用等に関する規則の廃止について」は、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第6号「川根本町立小中学校の複式学級の指導に係る町費負担教員の特殊勤務手当に関する規則の制定について」を議題とします。朗読を省略し、事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第6号 川根本町立小中学校の複式学級の指導に係る町費負担教員の特殊勤務手当に関する規則の制定について、その提案理由を説明いたします。

本案は、川根本町立小中学校の複式学級の指導に係る町費負担教員の任用等に関する条例の施行に伴い、条例第11条第2項の規定による特殊勤務手当の支給について、1単位時間当たり800円を支給するよう定めるものです。なお、この規則の施行日は、令和2年4月1日からとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案についての意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第6号「川根本町立小中学校の複式学級の指導に係る町費負担教員の特殊勤務手当に関する規則の制定について」は、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第7号「川根本町立小学校の専科担当教員に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定について」を議題とします。朗読を省略し、事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第7号 川根本町立小学校の専科担当教員に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定について、その提案理由を説明いたします。

本案は、川根本町立小学校において、静岡県教育委員会による県費負担小学校専科教員の配置を受けることができなかつた場合に限り、該当する教科を担当する専科担当教員に配置される非常勤の教員の任用等に関し、これまでは、規則により運用しておりましたが、会計年度任用職員制度の施行に伴い、規則から条例に切り替えて運用したいため、任用等に必要の条例の制定をお願いするものです。なお、この条例の施行日は、令和2年4月1日からとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案についての意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第7号「川根本町立小学校の専科担当教員に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定について」は、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第8号「川根本町立小学校の専科担当教員に係る町費負担教員の任用等に関する規則の廃止について」を議題とします。朗読を省略し、事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第8号 川根本町立小学校の専科担当教員に係る町費

負担教員の任用等に関する規則の廃止について、その提案理由を説明いたします。

本案は、川根本町立小学校の専科担当教員に係る町費負担教員の任用等に関する条例の施行に伴い、これまでの規則を廃止するものです。なお、この規則の施行日は、令和2年4月1日からとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案についての意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第8号「川根本町立小学校の専科担当教員に係る町費負担教員の任用等に関する規則の廃止について」は、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第9号「川根本町立中学校の免許外担任の解消に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定について」を議題とします。朗読を省略し、事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第9号 川根本町立中学校の免許外担任の解消に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定について、その提案理由を説明いたします。

本案は、川根本町立中学校において、静岡県教育員会の経費負担により、相当する免許状を有する教員を配置することができない場合に限り任用される、免許外教科担任を解消するための非常勤の教員の任用等に関し、これまでは、規則により運用しておりましたが、会計年度任用職員制度の施行に伴い、規則から条例に切り替えて運用したいため、任用等に必要の条例の制定をお願いするものです。なお、この条例の施行日は、令和2年4月1日からとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案についての意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第9号「川根本町立中学校の免許外担任の解消に係る町費負担教員の任用等に関する条例の制定について」は、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第10号「川根本町立中学校の免許外担任の解消に係る町費負担教員の任用等に関する規則の廃止について」を議題とします。朗読を省略し、事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第10号 川根本町立中学校の免許外担任の解消に係る町費負担教員の任用等に関する規則の廃止について、その提案理由を説明いたします。

本案は、川根本町立中学校の免許外担任の解消に係る町費負担教員の任用等に関する条例の施行に伴い、これまでの規則を廃止するものです。なお、この規則の施行日は、令和2年4月1日からとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案についての意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第10号「川根本町立中学校の免許外担任の解消に係る町費負担教員の任用等に関する規則の廃止について」は、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第11号「令和元年度教育費補正予算(案)について」を議題とします。朗読を省略し、事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第11号 令和元年度教育費補正予算(案)について、提案理由をご説明いたします。

教育に係る予算につきましては、提案者が町長で審議議決は議会になりますが、教育委員会所管となる補正予算に対し、教育委員会の意見を求めるものです。

教育総務課、社会教育課から科目ごとに予算内容を説明いたしますが、今回の補正予算において、最終的な教育費全体の予算額は8億1,649万7千円となります。その内訳は、教育総務費が3億6,915万5千円、小学校費が1億1,519万6千円、中学校費が5,858万2千円、社会教育費が1億2,904万2千円、保健体育費が1億4,452万2千円となりました。

まず、教育総務課の歳出補正内容を説明いたします。

第1項 教育総務費は、832万2千円の減額です。

第3目 教育諸費は、37万円の減額で、委託料として、実績見込み及び契約差金による中学生及び高校生海外研修事業委託料の減額及び基金繰入金減額に伴う財源更生です。

第4目 通学バス等運営費は、250万1千円の減額で、委託料として、実績見込みによる通学バス運行管理業務委託料の減額、備品購入費として、契約差金によるスクールバス購入費の減額、起債充当額変更に伴う財源更生です。

第5目 地域若者教育推進費は、551万1千円の減額です。報償費として、実績見込みによる地域おこし協力隊報償費の減額、需用費として、実績見込みによる賄材料費の減額、委託料として、実績見込みによる川根高校スクールバス運行管理業務委託料及び川根高校魅力化推進事業委託料の減額、使用料及び賃借料として、実績見込みによる車両借上料及びその他借上料の減額、若者交流センター使用料の減額や基金繰入金の減額等に伴う財源更生です。

第2項 小学校費は、36万円の減額です。

第1目 学校管理費は、36万円の減額で、委託料として、実績見込みによるワクチン接種委託料の減額と起債充当額変更に伴う財源更生です。

歳入補正について説明いたします。

12款使用料及び手数料 第1項 使用料 第7目 教育使用料は、258万2千円の減額です。これは、若者交流センター使用料及び崎平よすが苑使用料の減額によるものです。

17款繰入金 第2項 基金繰入金 第3目 まちづくり基金繰入金は、3,931万円の減額です。この内、教育費に係る充当変更額は2,061万円の減額となります。

第4目 地域振興基金繰入金は、4,110万円の減額です。この内、教育費に係る充当変更額は3,800万円の減額となります。

19款 諸収入 第6項 雑入 第5目 雑入 第10節 教育費雑入は、269万5千円の減額です。実績見込みによるB&G財団大規模修繕助成金及び公営塾の受講者負担金の減額です。

20款 町債 第1項 町債 第7目 教育債 第1節 教育総務債は、140万円の減額で、スクールバス等運営費及び小学校管理費への充当額変更によるものです。

次に、社会教育課の補正内容について説明いたします。

社会教育費ですが、1目 社会教育総務費全体では△3,597千円の減額となります。

主な減額の理由は、

7節 賃金の、図書ネットワーク臨時職員賃金2名分の実績見込みに伴う△738千円の減額。

13節 委託料は、小学校5年生県外体験学習事業委託料の実績に伴う2,310千円の減額です。

次に、2目 生涯学習推進費全体では△660千円の減額となります。

1節 報酬費は、生涯学習推進委員報酬の実績見込みに伴う減額。

8節 報償費は社会教育事業関係講師謝礼の実績見込みに伴う減額。

9節 旅費は生涯学習推進委員研修会参加者減による実績に伴う減。

13節 委託料が、海の子山の子交流事業委託入札差金による減額。

次に、3目 資料館運営費全体では△1146千円の減額となります。

7節 賃金は、臨時職員実績見込みに伴う減額。

11節 需用費は、施設修繕料実績見込みに伴う減額補正。

13節 委託料については、各種入札差金による減額補正。

次に、4目 文化会館運営費全体では、△2449千円の減額となります。

主な減額の理由は、

13節 委託料については、各種委託業務の入札などの差金が生じたことによる減額。

14節 令和元年度予算計上した機器借り上げ料の入札差金の減及びその他手数料の減額が主なものとなります。

27節 公課費については年度当初に誤って計上したため、減額させていただきます。

次に、5目 伝統文化伝承館管理運営費全体では、△255千円の減額となります。

11節 実績見込みによる消耗品費、光熱水費それぞれの減額。

12節 役務費については、当初予定していた検査が不用となったため、

13節 浄化槽保守点検及び消防設備保守点検の入札差金について今回減額するものです。

次に、5項 保健体育費です。

2目 社会体育施設費全体では、△818千円の減額となります。

11節 需用費 燃料費、印刷製本費、光熱水費が実績見込みによる500千円の減額。

18節 工事請負費 入札差金により減額。

16節 原材料費について、実績見込みの減額をするものです。

3目 海洋センター運営費全体では、1,053千円の減額となります。

9節 賃金は臨時職員の実績見込みによる減額

8節 報償費は、講師謝礼など実績見込みによる減額

15節 工事請負費 入札差金による減額

18節 備品購入費について実績に伴う減額をするものです。

なお、海洋センター歳入で△2500千円となっておりますが、B&G財団補助金において、予算計上はB&G財団規定により歳出における予算工事費の70%を計上しましたが、最終補助確定時にB&G財団が認める金額の70%に変更となったことにより△2500千円の差額が発生したため減額とします。

補正予算(案)の説明は、以上です。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案についての意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第 11 号「令和元年度教育費補正予算(案)について」は、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第 12 号「令和 2 年度教育費歳入歳出予算(案)について」を議題とします。朗読を省略し、事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 12 号 令和 2 年度教育費歳入歳出予算(案)について、提案理由をご説明いたします。

それでは、最初に教育費全体の令和 2 年度予算額についてご説明させていただきます。

それでは、最初に教育費全体の予算額を申し上げます。

第 10 款の教育費全体では、7 億 9,779 万 4 千円となり、前年度と比べてみますと 376 万 7 千円の減額です。

第 1 項 教育総務費は、3 億 5,482 万 8 千円で、前年より 1,839 万 2 千円の減額です。

1 目 教育委員会費は 125 万 2 千円、前年比 2 万 3 千円の減額で、ほぼ前年並みです。

2 目 事務局費は 6,288 万 7 千円、前年比 892 万 4 千円の増額で、職員人件費の増額によるものです。

3 目 教育諸費は 1 億 509 万 1 千円、前年比 891 万 2 千円の減額です。これは、会計年度任用職員に係る報酬、諸手当、通勤費等の追加、パソコン等の借上料の増額があるものの、会計年度任用職員制度の施行に伴う賃金及び教育相談員報奨金の皆減、校務用サーバデータ移行作業手数料及び電子黒板用パソコン設定作業手数料の皆減、ICT 教育推進業務委託料の減額などによるものです。

4 目 通学バス等運営費は 3,493 万 4 千円、前年比 1,746 万 6 千円の減額で、スクールバス更新経費の減額によるものです。

5 目 地域若者教育推進費は 1 億 5,066 万 4 千円で、前年比 91 万 5 千円の減額です。これは、川根留学生の給食に係る賄材料費の増額、施設運営管理業務委託料の増額、公営塾指導管理業務委託料の増額、川根高校後援会活動事業費補助金の増額があるものの、川根高校魅力化推進事業委託料の皆減、崎平よすが苑家屋借上料の減額、崎平よすが苑の備品賃借料の皆減、給食業務に係る臨時栄養士の賃減の皆減によるものです。

第 2 項 小学校費は、1 億 523 万 3 千円で、前年比では 126 万 3 千円の増額です。

1 目 学校管理費は 9,600 万 5 千円、前年比 252 万 9 千円の増額で、会計年度任用職員制度の施行に伴う賃金等の皆減、光熱水費の減額、その他手数料の減額、工事材料費の減額、備品購入費の減額があるものの、

会計年度任用職員に係る報酬、諸手当、通勤費等の追加、工事請負費の増額などによるものです。

2目 教育振興費は922万8千円、前年比126万6千円の減額で、消耗品費及び備品購入費等の減額などによるものです。

第3項 中学校費は、5,275万2千円で、前年比は579万9千円の減額です。

1目 学校管理費は4,224万6千円、前年比282万3千円の減額で、会計年度任用職員に係る報酬、諸手当、通勤費等の追加はあるものの、会計年度任用職員制度の施行に伴う賃金等の皆減、光熱水費の減額、その他手数料の減額、工事請負費の減額などによるものです。

2目 教育振興費は1,050万6千円、前年比297万6千円の減額で、教育用パソコン保守点検業務委託料の増額があるものの、パソコン等借上料の減額、備品購入費等の減額などによるものです。

10款5項4目 学校給食施設費は9,598万7千円、前年比2,652万4千円の増額で、会計年度任用職員制度の施行に伴う賃金等の皆減などがあるものの、会計年度任用職員に係る報酬、諸手当、通勤費等の追加、賄材料費の増額、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用して施設の改修を行うための工事監理業務委託料、工事請負費の追加、備品購入費の増額などによるものです。

次に、歳入について説明いたします。

まず、教育総務使用料ですが、教職員住宅、若者交流センター、崎平よすが苑の使用料、併せて2,582万4千円を見込んでいます。特に若者交流センター及び崎平よすが苑で56名の入居を見込みました。

教育費国庫補助金では、小・中学校の特別支援教育就学奨励費補助金で、併せて22万1千円、さゆり幼稚園に係る子ども子育て支援国庫交付金として45万2千円を見込んでいます。

県支出金では、さゆり幼稚園に係る子育て支援事業費県交付金として45万2千円を見込みました。

電源立地域対策交付金では、本川根小学校屋上防水工事の財源として330万円、学校給食共同調理場調理用煮炊釜購入のための財源として690万円を見込んでいます。

基金繰入金では、教育諸費へのまちづくり基金繰入金として2,150万円を、地域振興基金繰入金として6,300万円を見込みました。地域若者教育推進費への地域振興基金繰入金として6,240万円を見込みました。小学校費 教育振興費へのまちづくり基金繰入金として900万円を見込みました。中学校費 教育振興費へのまちづくり基金繰入金として1,000万円を見込みました。

雑入では、学校給食費負担金が児童生徒、教職員併せて1,980万9千円を見込んでいるほか、中学生・高校生海外研修負担金や日本スポーツ振興センター共済掛金、川根高校南麓寮生の給食代、公設民営塾受講者負担金など、教育総務課関連で1,144万8千円を見込みました。学校給食共同調理場の改修工事に係る財源として、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金として、891万3千円を見込みました。

教育債では、過疎対策事業債を財源として、公営塾の運営委託料に

2,860万円、本川根小学校屋上防水工事に70万円、併せて2,930万円を見込みました。

以上、令和2年度の教育総務課関係予算について、説明させていただきました。

次に、社会教育課の当初予算内容について説明いたします。

4項 社会教育費は、134,337千円で昨年度比2,238千円の減額です。

1目 社会教育総務費は、63,114千円で他対昨年度比569千円の減額です。

減額の主な理由は、昨年度当初予算計上した伝統文化交流会の団体が県から直接助成を受け実施することとなったため、2,000千円減額となったことが主な理由です。

2目 生涯学習推進費は、9,294千円で、887千円の減額です。

増額の主な理由は、海の子山の子交流事業の見直しにより令和元年度山の体験を2回実施したが、今年度より1回となり、委託料が減になったのが主な理由となります。

3目 資料館運営費は、9,577千円で1,835千円の減額です。

資料館やまびこの停電時における非常用電源の故障による修繕が終了したことが主な減額の要因です。

4目 文化会館運営費は、51,436千円で、1,066千円の増額です。

増額の主な理由は、舞台照明調光器リースによる868千円の増額、工事請負費911千円の増額が主な要因です。

5目 伝統文化伝承館運営費は916千円で△13千円の減額です。

5項 保健体育費 1目 保健体育総務費は、9,151千円の計上で昨年度比570千円の増額です。

増減の主な理由は、本庁舎横にありますプレハブの老朽化に伴う更新に係る工事請負費561千円が主な理由であります。

2目 体育施設費は、12,793千円で、2,188千円の減額です。

減額の主な理由は、町営弓道場の改修が終了したことによる工事請負費の減額です。

3目 海洋センター運営費は、32,713千円で、3,507千円の減額です。

減額の主な理由は、体育館無電極管化に伴う工事請負費が終了したことが主な要因です。

次に、歳入につきましてですが、主なものは、放課後子供教室運営に係る国庫補助金 355千円、家庭教育支援に係る国庫補助金 21千円です。

同じく、放課後子供教室運営に係る県補助金 355千円、家庭教育支援に係る県補助金 21千円、文化会館地域創造助成金 415千円（公共ホール音楽活性化支援事業）、ユニバーサルデザイン化助成金 1,320千円（B&G プール照明）、地域づくり推進事業補助金（アートフェスティバル）2,000千円です。

以上で令和2年度教育費歳入歳出予算（案）の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案についての意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第12号「令和2年度教育費歳入歳出予算(案)について」は、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第13号「令和元年度川根本町教育委員会表彰受賞者の決定について」を議題とします。

朗読を省略して、事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは、議案第13号「令和2年度川根本町教育委員会表彰受賞者の決定について」説明いたします。

川根本町教育委員会表彰は、川根本町の小学校、中学校に在学する児童、生徒及び教職員で優秀な成績、功績顕著なるものに対して、団体及び個人に表彰するものです

受賞者は、小、中学校の校長から推薦されたもののうちから、教育委員会が決定するものです。

令和元年度に校長から推薦のあったものは、

中川根第一小学校 児童5人、教職員1人

中央小学校 児童6人、5年生の児童1団体、教職員0人

中川根南部小学校 児童1人、教職員1人

本川根小学校 児童4人、教職員1人

中川根中学校 生徒14人(3名は重複)、教職員1人

本川根中学校 生徒1人、教職員0人

で、児童・生徒31人(3名重複)、児童1団体、教職員4人の計35人(3名重複)、1団体です。

受賞者の決定としての事務局案は、推薦のあった児童・生徒31人中26人(3名重複)、男子児童1団体中0団体、教職員については4人中0人、合計26人(3名重複)を候補者として提示します。

以上で提案理由の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第 13 号「令和元年度川根本町教育委員会表彰受賞者の決定について」は、原案のとおりといたします。

8 閉 会

教育長 本日の日程は、終了しました。
以上をもちまして、令和 2 年第 1 回川根本町教育委員会を閉会します。

上記に相違ないことを確認する。

教育長 大 橋 慶 士